

香芝市告示第 88 号

香芝市建設工事成績評定結果活用基準要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市建設工事成績評定結果活用基準要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）が発注する建設工事について、建設業者の技術力及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質向上に資するため、香芝市建設工事成績評定要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき評定された結果（以下「評定結果」という。）により、入札参加に係る優遇措置及び制限措置を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この要綱の対象者は、市が発注した建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結し、しゅん工後において評定結果を受けた工事の受注者とする。

(工事成績評価及び工事成績評価値)

第 3 条 この要綱において、評定結果に基づく工事成績評価（以下「評価」という。）及び工事成績評価値（以下「評価値」という。）は、次の表のとおりとする。

評定結果	評価	評価値（点）
評定点が 90 点以上	AAA	50
評定点が 85 点以上 90 点未満	AA	40
評定点が 80 点以上 85 点未満	A	30
評定点が 75 点以上 80 点未満	B	20
評定点が 70 点以上 75 点未満	C	10
評定点が 65 点以上 70 点未満		0
評定点が 60 点以上 65 点未満	D	-10
評定点が 55 点以上 60 点未満	E	-20
評定点が 50 点以上 55 点未満		-30
評定点が 50 点未満	F	-40

(優遇措置)

第 4 条 市長は、香芝市建設工事等に係る競争入札の入札参加資格等に関する要綱（令和 8 年告示第 85 号）に定める市内の区分の者で、前年度に評定結

果の通知を受けた契約と同一工種の全てにおいて、A以上の評価を受けた者のみが参加できる工事の入札（以下「優遇工事入札」という。）を実施することができるものとする。ただし、共同企業体としての実績を除く。

- 2 優遇工事入札は、当該年度に発注予定の工事のうちから、香芝市建設工事等請負業者選定委員会において決定する。
- 3 優遇工事入札の指名業者数は、原則として香芝市建設工事等請負業者選定基準要綱（令和8年告示第87号。以下「選定基準要綱」という。）第2条に定める設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の区分により定める数を基準とする。
- 4 優遇工事入札の指名業者の選定は、選定基準要綱第3条に定める格付区分に対する設計金額を基準とする。
- 5 優遇措置の期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間中に香芝市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱（令和7年告示第229号）若しくは香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要綱（令和7年告示第230号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けたとき又はC以下の評価を受けたときは、優遇措置を取り消すものとする。

（成績優秀者の公表及び期間）

第5条 市長は、AAAの評価を受けた者を成績優秀者として市のホームページに公表するものとする。

- 2 前項の成績優秀者としての公表期間は、公表した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、当該期間中に入札参加停止を受けたとき又はC評価以下を受けたときは、公表を取り消すものとする。

（改善計画書の提出）

第6条 D以下の評価を受けた者は、評定結果の通知日から10日以内に改善計画書を市長に提出するものとする。

（制限措置）

第7条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める期間について入札参加保留措置（以下「保留措置」という。）を行うものとする。

- (1) Dの評価を受け、改善計画書を提出期限までに提出しなかった者 改善計画書の提出期限の日の翌日から起算して3月
- (2) Dの評価を同一年度内に2回受けた者 同一年度内において2回目のDの評価を受けた日の翌日から起算して3月
- (3) Eの評価を受けた者 Eの評価を受けた日の翌日から起算して3月
- (4) Fの評価を受けた者 Fの評価を受けた日の翌日から起算して6月

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる者は、改善計画書を提出期限までに提出しなければならない。この場合において、提出期限までに改善計画書の提出がなかったときは、保留措置の期間を2倍とする。
- 3 保留措置を受けた者は、その期間中、当該保留措置の対象となった工種と同一工種において、市が発注する工事請負契約の相手方となることはできない。ただし、他の者が請け負った工事の下請負人になることは、妨げないものとする。
- 4 市長は、保留措置を講じたときは、当該者に対し、その旨を通知するものとする。

(評価値の格付への反映)

第8条 市長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書の総合評点（以下「総合評点」という。）に工種ごとの評価値を加減するものとする。

- 2 総合評点に加減する評価値については、当該業者の建設工事等入札参加資格者登録年度（定期受付）の前年度及び前々年度の工事の工種ごとの評定点の平均（小数点以下の値は、切り捨てる。）とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。